

公売財産明細書 (不動産)

(公売公告第12号)

(公売財産の名称、数量、性質、所在、公売財産上の賃借権等の権利の内容、公売保証金及び見積価額)

売却区分 番号	1	見積価額	48,000円
		公売保証金	10,000円

不動産の表示 (不動産登記簿の表示による)

- 1 所在 岡山県美作市真神字磯尾谷辺り
 地番 169番1
 地目 畑
 地積 202㎡

不動産の概要

- 1 都市計画区域外 用途地域 指定なし
 農業地域 土石流警戒区域
 その他の規制 文化財保護法
- 2 売却区分1は、西側で幅員約4mの舗装市道神田裏線に、ほぼ等高に接面する、ほぼ平坦な土地です。
- 3 売却区分1は、登記簿上の地目・現況とも畑です。
- 4 売却区分1は、農地のため、農地法による規制があります。また、入札にあたっては、美作市農業委員会の発行する「農地の買受適格証明書」の提出を要します。なお、権利移転等の時期は、美作市農業委員会による許可又は届出の受理があったときとなります。
 (注) 美作市農業委員会への「農地の買受適格証明書」の交付申請期限は、下記のとおりです。
 ・交付申請期限 平成30年10月25日(木)
- 5 売却区分1の占有状況等について、公売財産所有者に「土地等の占有(利用)及び権利関係に関する調査について」照会し、平成30年1月30日付で回答がありましたが、それによると、売却区分1は、所有者自身が畑として使用しており、第三者に貸してはいない、とのこと。また、美作市農業委員会に対して利用権設定の届出はありません。
- 6 公売財産内の動産類は、すべて公売対象外です。(土地の従物を除く。) 処分等については、買受人が、自らの責任で行うことになります。
- 7 売却区分1は、全部又はほぼ大半が以下の埋蔵文化財包蔵地に指定されているか、又は隣接しているため、文化財保護法による規制があります。
 ・遺跡名 神田磯尾谷遺跡 ・所在地 美作市
 ・種別 散布地 ・主な時代 室町時代
 ・主な出土品 土師器
 ・遺跡概況 神田集落北側山麓の畑に遺物散布
 (詳細については、美作市教育委員会にて確認してください。)
- 8 売却区分1は、土石流警戒区域に指定又は隣接しています。
 (詳細は、岡山県土木部防災砂防課にて確認してください。)
- 9 最寄駅 JR姫新線「林野」より北約1.4キロメートル

その他の事項 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。